

該当する人は
申請を

私たちの介護保険制度



65歳からは介護保険料の納付を

市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月に介護保険料納入通知書を送付します（誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付）。

介護保険料は、半年から1年程度は納付書で納め（普通徴収）、その後は年金からの天引き（特別徴収）になります。ただし、年金額が年額18万円未満の人は納付書で納めます（口座振替も可能）。

■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（☎40-7049）

介護保険料の減免制度

①低所得者の保険料減免

希望する人は申請が必要です。毎年忘れずに申請を。減免基準額の詳細はお問い合わせを。

▼申請に必要なもの 申請者と同一世帯全員の収入がわかるもの／預貯金通帳／前年と今年の年金（老齢、退職、遺族、障害など）や恩給の振込通知書／家賃の支払いがある人は、前年中の金額が分かる契約書・領収書など

②失業などによる保険料減免

介護保険制度では、震災（東日本大震災により被災し当市に転入した避難指示等対象被保険者を含む）・風水害・火災などの災害以外にも、65歳以上の介護保険被保険者がいる世帯で、主に生計を維持していた人が今年1月以降に会社の都合により失業したときや、事業や業務の休業により収入が著しく減少したときなどは、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

▼申請に必要なもの 失業などを証明できる書類（雇用保険受給資格者証など）

※申請日以降に納期限の日（特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算）が到来する保険料が減免の対象となりますので、早めに手続きを。

介護保険負担割合証の更新

負担割合証が8月1日から更新されます。新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定ですので、届いたら記載内容を確認してください。

■問い合わせ先 介護福祉課介護給付係（☎40-7071）、自立・包括支援係（☎40-7072）

介護保険料の決定通知書を送付

本年度分の介護保険料の決定通知書を7月13日（水）に送付します。

特別徴収の人には「介護保険料特別徴収額決定通知書」（はがき）が、普通徴収の人には「介護保険料納入通知書」が届きます。内容を確認の上、不明な点がありましたらお問い合わせください。

③新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免

▼対象者 ①世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者／②世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全てに該当する第1号被保険者

(1)事業収入等のいずれかが、令和3年と比べて3割以上減少する見込み
(2)減少が見込まれる事業収入等の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下

▼減免割合 ①=10割、②=令和3年の合計所得金額に応じて、対象保険料額の10割または8割

▼申請に必要なもの ①診断書または証明書、②世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれることがわかるもの（帳簿、給与明細等）

▼申請方法 7月15日（金）以降に、申請書等を介護福祉課（市役所1階）へ直接提出または郵送（受け付けは平日のみ）

■問い合わせ・申請先 介護福祉課介護保険料係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎40-7049）

介護保険・総合事業のサービスを利用する際には、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断して破棄してください。

みんなで支え合い
明るい社会へ

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

下記の行動目標・重点事項に基づき運動を展開します。この機会に、立ち直ろうとする人を受け入れ、支えるために何ができるか考え、できることから始めてみましょう。

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、関係者のみで決起大会を行います。この運動への皆さんのご支援とご協力をお願いします。

【行動目標】

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【重点事項】

①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について

デジタルツールも活用するなどして広く周知し、理解を深めてもらうための取り組み

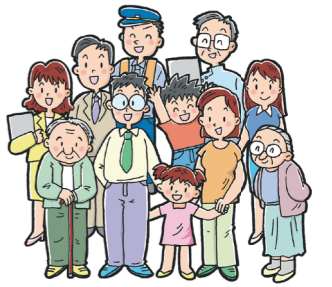
②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアのなり手を増やすための取り組み

④民間協力者・地方公共団体・国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し、必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取り組み

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健全な成長を期する取り組み

■問い合わせ先 福祉総務課（☎40-7037）



昨年度の状況を
公表します

令和3年度弘前市パブリックコメント制度実施状況

令和3年度は9の施策について実施され、153件の意見が寄せられました。各施策での実施状況は下表のとおりです。なお、結果はすべて市ホームページで公表しています。

■問い合わせ先 広聴広報課広聴広報係（☎35-1194）

募集対象項目	募集期間	意見などの提出件数	政策案の修正件数	担当課
弘前市文化芸術振興計画（素案）	5月17日～6月18日	55	37	文化振興課（☎40-7015）
弘前市立病院・旧第一大成小学校跡地活用基本構想（素案）	7月1日～7月30日	25	0	企画課（☎40-0631）
第2次弘前市食育推進計画（案）	7月20日～8月18日	2	0	生涯学習課（☎82-1641）
弘前市公共施設個別施設計画（改訂案）	10月14日～11月12日	5	0	管財課（☎40-7111）
弘前市公共施設等総合管理計画（改訂案）	12月1日～12月28日	14	1	管財課（☎40-7111）
弘前市食品ロス削減推進計画（案）	12月15日～1月14日	11	4	環境課（☎32-1969）
弘前市犯罪被害者等支援条例素案	12月24日～1月14日	0	0	市民協働課（☎35-1664）
第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（素案）	1月27日～2月18日	41	18	企画課（☎26-6348）
（仮称）弘前市中心市街地活性化ビジョン（素案）	2月10日～3月7日	0	0	商工労政課（☎35-1135）